

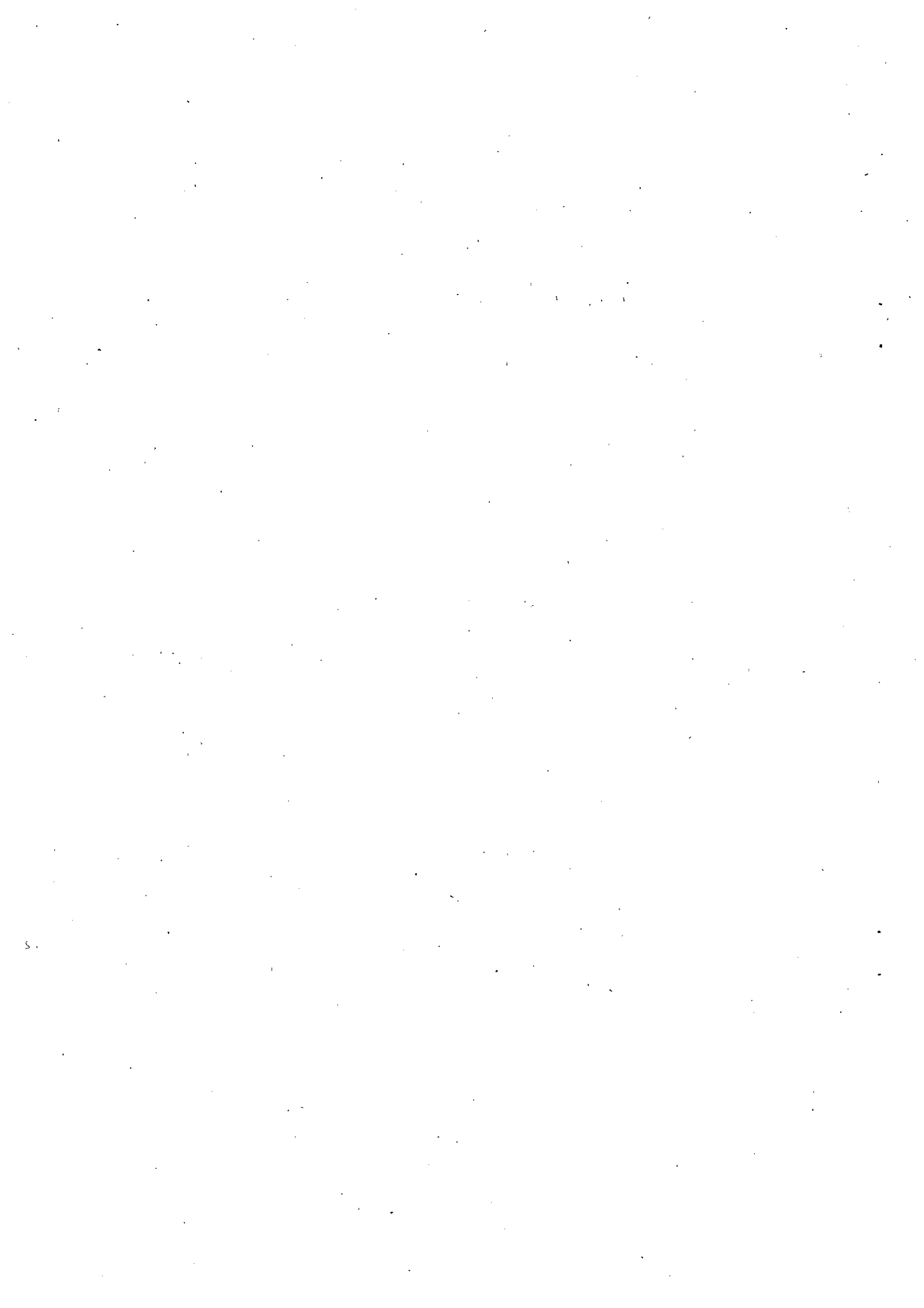
鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号



鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例

(鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例(昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(き章の返納等)</p> <p>第9条 管理者は、消防功労章又は消防功績章を受けた者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、功労者又は功績者としての信用又は名譽を傷つけるような行為を行つたときは、これはい用することを停止し、又は返納させることができる。</p>	<p>(き章の返納)</p> <p>第9条 管理者は、消防功労章又は消防功績章を受けた者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、若しくは懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、又は功労者若しくは功績者としての信用を傷つけ、若しくは不名誉となるような行為があつたときは、これはい用することを停止し、若しくは返納させることができる。</p>

(鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部改正)

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例(平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア [省略]</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ～オ [省略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア [省略]</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ～オ [省略]</p>

備考 表中の [] の記載は、注記である。

第3条 鳥取県西部広域行政管理局組合営火葬場条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	前
	改	後	前
(趣旨)			
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。
(目的外使用の禁止)			
第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>使用許可を受けた目的以外</u> の目的のために火葬場を使用してはならない。	第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>使用許可を受けた目的以外</u> の目的のために火葬場を使用してはならない。	第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>使用許可を受けた目的以外</u> の目的のために火葬場を使用してはならない。	第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>火葬場を許可に係る使用目的以外</u> に使用してはならない。
(使用許可の取消し等)			
第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>使用許可を取り消し</u> 、又は使用の停止を命じることができる。	第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>使用許可を取り消し</u> 、又は使用の停止を命じることができる。	第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>使用許可を取り消し</u> 、又は使用の停止を命じることができる。	第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>使用許可を取り消し</u> 、又は使用の停止を命じることができる。
(1) この条例に違反し、又は第3条第2項の規定により付した条件に従わないとき。	(1) この条例に違反し、又は第3条第2項の規定により付した条件に従わないとき。	(1) この条例に違反し、又は第3条第2項の規定により付した条件に従わないとき。	(1) この条例に違反し、又は第3条第2項の <u>許可条件</u> に従わないとき。
(2) [省略]	(2) [省略]	(2) [省略]	(2) [省略]
(3) <u>偽りその他不正の手段により使用許可</u> を受けたとき。	(3) <u>偽りその他不正の手段により使用許可</u> を受けたとき。	(3) <u>偽りその他不正の手段により使用許可</u> を受けたとき。	(3) <u>詐欺その他不正の行為により使用の許可</u> を受けたとき。
(4) [省略]	(4) [省略]	(4) [省略]	(4) [省略]
2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 <u>組合は賠償の責任を負わない</u> 。	2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 <u>組合は賠償の責任を負わない</u> 。	2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 <u>組合は賠償の責任を負わない</u> 。	2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 <u>組合は賠償の責任を負わない</u> 。
(収骨等)			
第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、 <u>収骨（霊安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならぬ</u> 。	第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、 <u>収骨（霊安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならぬ</u> 。	第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、 <u>収骨（霊安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならぬ</u> 。	第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、 <u>収骨（霊安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り。以下同じ）をしなければ</u>

2 管理者は、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、これを処理することができる。この場合において、使用者は、異議を申し立てることができない。

(指定管理者による管理)

第10条 管理者は、火葬場の管理を準用地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

[表省略]

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) [省略]

(2) 準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア～ウ [省略]

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）

オ [省略]

(指定等の公示)

第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定

ならない。

2 管理者は、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、これを処理することができる。この場合において使用者は、異議を申し立てることができない。

(指定管理者による管理)

第10条 管理者は、火葬場の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

[表省略]

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) [省略]

(2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア～ウ [省略]

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）

オ [省略]

(指定等の公示)

第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務

管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則
度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

[削除]

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、準用地方自治法第244条の2第7項の規定に
より作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の
規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り消された
日から30日以内）に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（準用地方自治法第244条の2
第11項の規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り
消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

(1) 業務の実施状況

(2)・(3) [省略]

(4) 業務の実施に係る収支状況

(個人情報の保護)

第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報
報（個人情報保護法第57号）第2条第
1項に規定する個人情報という。以下この条において同じ。）を保
護するため当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにし
なければならない。

2 [省略]

3 指定管理者若しくは指定管理者であつた法人等又は業務に従事し

の全部又は一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則
で定める事項を公示するものとする。

2 前項の場合において、許可その他の行為を行う機関が変更された
ときは、処分前に権限を有した機関（以下「前機関」という。）に
対しなされた許可の申請及び前機関が行った許可その他の行為は、
処分後に権限を有する機関（以下「現機関」という。）に対しな
された申請及び現機関が行った許可その他の行為とみなす。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定により作成する
事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指
定を取り消された場合には、当該指定を取り消された日から
30日以内）に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（法第244条の2第11項の規定
により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消され
た日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2)・(3) [省略]

(4) 管理業務の実施に係る収支状況

(個人情報の保護)

第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報
報（鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行
条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号）第2条第
2項に規定する個人情報という。以下同じ。）を保護するため
当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければなら
ない。

2 [省略]

3 指定管理者若しくは指定管理者であつた法人等又は業務に従事し

ている者若しくは従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報
報を漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

ている者若しくは従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報
報を漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改
正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされ、無期拘禁刑に処せられた者は、無期拘禁刑については、無期拘禁刑に処せられた者は
無期の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑
法」という。）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有
期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例第9条の改正規定（「禁錮」
を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

